

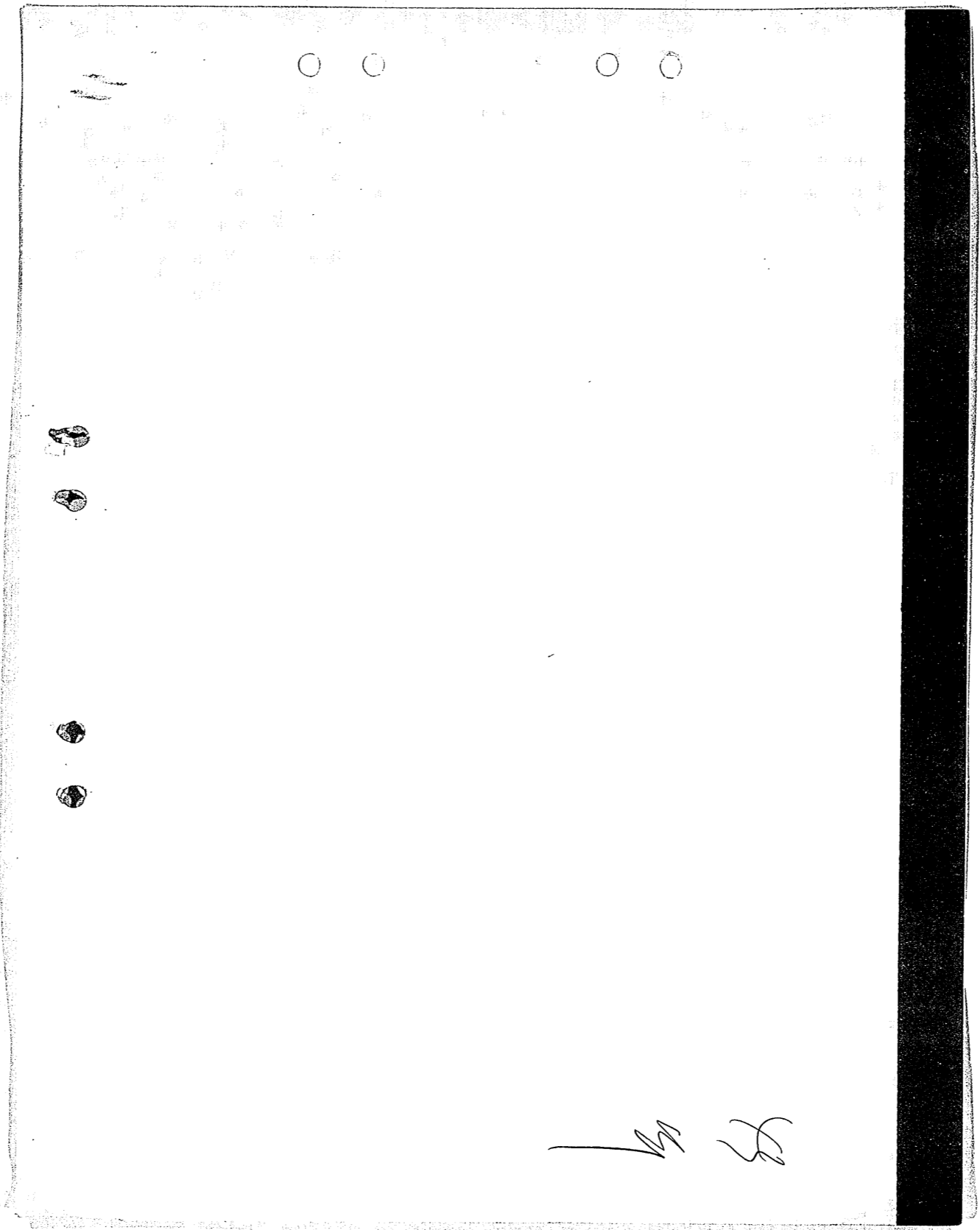
# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還）19

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43794">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43794</a>

法制局

19



11

MS SH

一月二日  
高辻法制局長より遠行越されぬ。  
本局局長

次官

近藤喜久雄

沖繩の施政権の返還と米軍基地の関係について

(四三 一一二 二五)

九六七年の佐藤・ジョンソン共同声明で、総理が強調し、大統領が理解を示したのは、「沖繩の施政権の日本への返還」の要望についてであり、また、日米兩國政府が共同かつ継続的な検討を行なうことに合意したのは、「沖繩の施政権を日本に返還する」との方針の下においてである。このいわゆる「沖繩の施政権の日本への返還」は、文字どおり、基地を内包する沖繩の領域および住民に対する施政権の日本への返還であつて、基地の部分に関するものがそこから除外されているわけでは決してない。その意味で、沖繩の施政

内閣法制局

権の返還はいわゆる全面返還であるといつてよく、この場合、沖繩の領域および住民は、本土の領域・住民と全く等しい、いわゆる本土並みの地位に立つことになるわけである。  
沖繩の施政権が返還される際、米軍基地の取扱いをどうするかという問題は、むしろ、ある。実際問題としては、その問題が米國との話合いによつて片附かないかぎり、沖繩の施政権の返還が実現の運びにいたらないということもある。その意味で、この問題が、政治的に、沖繩の施政権の返還と関連の深い問題であることは、否定できない。しかし、基地の取扱いがどのようにきまるとしても、返還される施政権が基地を内包する沖繩の領域・住民についても

のであるといふことに~~は~~変わり~~は~~ない。

沖繩の施政権が返還された後の米軍基地の存立は、基地の在り方がどのようなものとなるにせよ、平和条約三条の米国の権利に根拠をもつのではなく、施政権の返還にともなつて現実に沖繩に行使されることになるわが国の統治権にこそ依拠することになるのである。